

建設を営むすべての方のアツキサポーター

～長年の建設許認可申請実務経験が生む、「確かな知識」と「親身な対応」～

行政書士 新森 久崇 のご紹介

【略歴】

1974(昭和 49)年 7 月 大阪府堺市に生まれる。(生後まもなく東京へ転居)
 1987(昭和 62)年 3 月 新宿区立落合第三小学校 卒業
 1990(平成 2)年 3 月 新宿区立落合第二中学校 卒業(生徒会長も務めました！)
 1993(平成 5)年 3 月 東京都立戸山高等学校 卒業
 1998(平成 10)年 3 月 立命館大学法学部法学科 卒業(アメフトで学生日本一！)
 2000(平成 12)年～2008(平成 20)年
 静岡県にて行政書士事務所補助者として許認可申請実務経験を積む。
 …年間取扱件数は建設業者数 120 余件(うち経営事項審査受審業者 60 余件)
 2008(平成 20)年 9 月 行政書士登録(登録番号第 08081860 号)。
 港区赤坂にて個人事務所の使用人行政書士として建設許認可を担当する。
 2011(平成 23)年 10 月 地元・新宿区中井にて『しんもり行政書士事務所』を開設。
 2012(平成 24)年 3 月 東京商工会議所 入会(新宿支部 建設・不動産部会)
 2012(平成 24)年 5 月 東京都行政書士会新宿支部 理事 就任。

【主な取り扱い業務】

- 建設業許可・経営事項審査・各公共機関に対する入札参加資格審査申請
 ※建設業法実務研究会(東京会行政書士による建設許認可専門グループ)世話役
- 産業廃棄物収集運搬業許可申請
- 宅地建物取引業免許申請・建築士事務所登録申請・電気工事業登録申請
- 法人設立関係書類作成(電子定款認証等)
- その他、官公署に申請を要する書類の作成、申請代理

建設業許認可のことなら

しんもり行政書士事務所

【行政書士 新森 久崇】

〒161-0035
 東京都新宿区中井 2-12-3-17
 電話番号：03 (6915) 3891
 Fax 番号：03 (6915) 3892
 E-mail : mail@shinmori-office.com
 URL : <http://www.shinmori-office.com>



【報酬額 例】…「信頼」と「責任」に照らした、当事務所の主な見積額です。

項目	標準報酬金額(単位:円)※税込
I. 建設業許可申請関係	
許可申請【新規】	157,500～
許可申請【更新】	52,500～
許可申請【業種追加】	68,000～
許可変更届【決算報告】	(1決算期分につき) 31,500～
許可変更届(経管・専任)	31,500～
許可変更届(その他)	(変更事案1種につき) 15,250～
経審関係(経営状況分析申請)	21,000～
経審関係(経営規模等評価審査申請)	(経審受審1業種の場合) 63,000～
※建設業者サポート契約(顧問契約)	(月額) 5,250～
II. 相談業務ほか	
有料相談(面談・電話等)	(1時間につき) 5,250
日当(半日※4時間まで)	16,800
日当(半日※8時間まで)	33,600

※一般的な相談、お問合せ並びに初回相談料はいずれも無料とさせていただきます。

※「建設業者サポート契約」の詳細はお問い合わせください。

【報酬について】

報酬額は「一般的な案件」についてのものとなっています。

複雑な案件では、別途報酬を加算させていただくことがあります。

許可申請業務においては、「申請書類作成」「申請代理」「助言・相談」が主な業務内容となります。

許認可取得を条件とするご依頼は受けることができません。

他の法律により禁止されている業務は、担当しうる専門士業等をご紹介します。

報酬の他に必ず必要となる費用(実費分など)

…郵送料、振込手数料、官公署への申請手数料、証明書類取得手数料(証紙代、印紙代など)

案件に応じて必要となることがある費用

…旅費・交通費、宿泊費、日当など必要経費の実費分

★行政書士はその業務範囲の広さから他士業の業務にも配慮が深い立場です★

「これはどこに相談すれば？」のとき、まず当事務所へ！

しかるべく「優先案内」をさせていただきます！